

議案第十五号

三朝町国民健康保険条例(昭和三十四年三朝町条例第一号)の
全部を次のように改正するものとする

昭和三十四年三月十一日提出

三朝町長 坂出 雅

昭和三十三年三月拾七日議決

三朝町議会議長 加藤 幸太

原案可決



三朝町国民健康保険条例

目次

第一章	この町が行う国民健康保険（第一条）
第二章	国民健康保険運営協議会（第二条・第三条）
第三章	被保険者（第四条・第五条）
第四章	保険給付（第六条―第七条）
第五章	保健施設（第八条―第十条）
第六章	国民健康保険税（第十一条）
第七章	雑則（第十二条）
第八章	罰則（第十三条―第十六条）

附則

第一章 この町が行う国民健康保険

(この町が行う国民健康保険)

第一条 この町が行う国民健康保険については、法令に定めがあるもののほか、

この条例の定めるところによる。

第二章 国民健康保険運営協議会

(国民健康保険運営協議会の委員の定数)

第二条 国民健康保険運営協議会(以下「協議会」という)の委員の定数は、

次の各号の定めるところによる。

- 一 被保険者を代表する委員 三人
- 二 国民健康保険医又は国民健康保険薬剤師を代表する委員 三人
- 三 公益を代表する委員 三人

(規則への委任)

第三条 前条に定めるもの、ほか、協議会に關して必要なる事項は、規則で定め

第三章 被保険者

(被保険者とする外国人等)

第四条 次の各号に掲げる国の国籍を有する者及びその者の世帯に属する者は

被保険者とする。

- 一 米 国
- 二 韓 国
- 三 台 湾

(被保険者となしな者)

第五条 次の各号に掲げる者は、被保険者となし。

一 貧困のため町民税を免除されている者及びその者の世帯に属する者

第四章 保険給付

(助産費)

第六条 被保険者が出産したときは、当該被保険者（当該被保険者の属する世帯の世帯主）に対し、助産費として五百円を支給する。

(葬祭費)

第七条 被保険者が死亡したときは、その者の葬祭を行う者に対し、葬祭費として五百円を支給する。

第五章 保健施設

(保健施設)

第八条 この町は、保険給付又は被保険者の健康の保持増進のため次に掲げる施設をすする。

- 一 診療所
 - 二 保健婦
 - 三 衛生教育
 - 四 伝染病、寄生虫病その他疾病の予防
 - 五 健康診断
 - 六 母性及乳幼児の保護
 - 七 栄養改善
 - 八 リクリエーション
 - 九 その他保険給付又は被保険者の健康の保持増進のために必要を施設
- 第九条 前条に定めるもののほか、保健施設に關して必要事項は、別にこれを定める。

第十條 被保険者でない者に第八條の保健施設を利用させる場合における利用料については、別に定める。

第六章 国民健康保険税

第十一條 この町は、世帯主に対して、別に定めるところにより、国民健康保険税を課する。

第七章 雑則

(財産管理の方法)

第十二條 国民健康保険特別会計に属する財産は、次の各号に定めるところによつて管理するものとする。

一 有価証券 郵便局 ^{又は郵便局} 本許、又は山陰合同銀行 扶桑銀行、鳥取銀行に保護預りとする。

二 現金 郵便貯金 ^{又は郵便局}、又は山陰合同銀行 扶桑銀行、鳥取銀行、朝町内各農業協同組合に預金すること。

三 その他の財産 議会の議決した方法によること。

第八章 罰則

第十三條 この町は、世帯主が国民健康保険法第十九條第一項又は第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした場合においては、その者に対し、二十円以下の過料を科する。

第十四條 この町は、世帯主又は世帯主であつた者が正当な理由なしに国民健康保険法第三十三條の規定により文書その他物の提出若しくは提示を命ぜらるるに依り従わず、又は同條の規定による当該取員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした時は、二十円以下の過料を科する。

第十五條 この町は、偽りその他不正の行為により保険税、一部負担金及び

この町は、偽りその他不正の行為により保険税、一部負担金及び

の五倍に相当する金額以下の過料を科する。

第十六条前三条の過料の額は、情状により町長が定める。

2 前三条の過料を坐收する場合において発する納額告知書に指定すべき納期限は、その発付の日から起算して十日以上を経過した日とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和三十四年四月一日から施行する。

(被保険者資格の特例)

2 従前の三朝町国民健康保険条例（昭和二十八年条例才七号）才五条に掲げる者の被保険者資格に關しては、昭和三十六年三月三十一日までの間は、国民健康保険法才五条及び才六条の規定にかかわらず、なお従前の例による（療養の給付の範囲の特例）

3 この町は、当分の間、次の各号に掲げる範囲に属する療養については、療

養の給付を行わない。

一（歯科診療における補綴）但し歯牙缺如又は歯冠崩壊したるもの七齒以上に及ぶたる場合の有床義歯並に義齒修理を除く

二（病院又は診療所へ収容した場合における給食及び寝具設備）

(給付の制限)

4 この町は、国民健康保険法施行法（昭和三十三年法律才百九十三号）才二十四条の規定に基き、この町の区域内に住所を有するに至つたため被保険者の資格を取得した者に対して、当該資格を取得した日から起算して六箇月間、当該資格を取得した日前に発した疾病若しくは負傷又はこの水により発生した疾病に關し、次の各号に掲げる範囲に属する療養については、療養の給付を

行わない。

(一) 歯科診療における補綴)

(二) 病院又は診療所への収容)

(三) 看護)

(四) 移送)

(旧条例の廃止)

5 三朝町国民健康保険条例(昭和三十四年三朝町条例第一号)は廃止する。